

安易な中途解除、解雇ができなくなりました！

労働者派遣法の派遣元、派遣先が講ずべき

措置に関する指針を改正 3月末から適用

派遣先に損害賠償の責任

世界的な不況のなかで、派遣先の企業から突然、派遣契約を途中で解除され、同時に派遣元との雇用関係(労働契約)も打ち切られて路頭に迷う派遣労働者が相次ぎ、社会問題になりました。そこで、厚生労働省は労働政策審議会の答申を受けて、派遣先と派遣元が取るべき行動の指針を改正。3月31日公布し、その日から適用されることになりました。派遣元は派遣社員に休業手当を支払い、派遣先は派遣元に損害賠償の責任が課せられます。

「派遣元・派遣先がとるべき行動指針」というのは、労働者派遣法に基づく運用(指導)基準で、労働者派遣契約の中途解除に伴う派遣労働者の解雇、雇い止めなどに適切に対処させることが目的、としています。

世界的不況で、輸出が激減した製造業などで、特に派遣労働者が契約期間が残っているのに簡単に解雇、雇い止めに遭い、しかも、即座に社宅や寮を追い出されるケースが相次いで、大きな社会問題になりました。

そこで、厚生労働省は、この問題を適切に対処させるため、労働政策審議会の答申を踏まえて指針を改正し、派遣先企業も含めて責任を負わせ、指導を強化してゆくことになりました。

主な改正内容は―

派遣会社(派遣元)

要点 派遣元である派遣会社は、派遣先事業所との派遣契約が中途解除された場合、正当な理由がない限り、派遣労働者をただちに解雇できず、まず、休業等により雇用を維持し、休業手当を支払う責任を負う。

派遣会社は、派遣社員のために、

- ① 派遣先と連絡を取り合って、派遣先の関連会社での就業斡旋を受ける
- ② 派遣会社も他の派遣先を確保する

それでも就業先が見つからない場合は、まず、派遣社員を休業にし、派遣会社は、その間、労働基準法に基づき、平均賃金の 6 割以上を休業手当として支払います。

派遣契約というのは、派遣会社と派遣先事業者との間の契約であって、これが途中で解除されたからといって、労働契約である派遣労働者と派遣会社との関係がすぐに終了するものではありません。雇用期間満了まで労働契約は継続しており、派遣会社は賃金を支払うべきとしています。

多くの派遣は登録型派遣になっています。派遣会社に登録しておき、派遣先が見つかって就労するときに、派遣社員と派遣会社は期間を定めた労働契約を結び、派遣が終わると労働契約も終了することにしています。

しかし、派遣契約が派遣先の事情で途中解除される場合は、労働契約は期間満了まで残っていることになりまますから、よほどの事情がない限り法的には解雇はできません。そこで、派遣元は、休業手当支払いなどの損害が発生します。

派遣先

要点 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により派遣契約を中途解除する場合は、休業等により生じた派遣会社の損害を賠償しなければならない。

派遣先事業主が講ずべき措置は

- ① 派遣会社の合意を得るとともに、あらかじめ、相当の猶予をもって解除を申し入れること
- ② 派遣先の関連会社での就業を斡旋するなど、派遣労働者の新たな就業機会を確保すること
- ③ ②ができない場合は、少なくとも中途解除により、派遣会社に生じた損害の賠償を行う。損害とは休業手当相当額以上の額、やむをえず解雇する場合は解雇予告手当相当額以上の額、となっています。

労働基準法は、解雇は 30 日以上前に予告するか、そうでなければ 30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない、としており、この 30 日分の平均賃金が解雇予告手当です。

派遣先に損害賠償の必要

派遣会社が、派遣社員の残りの雇用期間の賃金を払い続けることは大きな負担になるため、派遣先が派遣契約を途中で解除する場合は、派遣会社に対する損害賠償支払いの必要性を明確にしました。

派遣契約を締結する際には、契約書に、この損害賠償の事項を盛り込まなければなりません。もし、定めがなくとも定めがあったものとして、損害賠償に申し立てなければならなくなりました。

役所も行政指導

派遣会社の立場が弱い場合、派遣先事業主に損害賠償の請求をするのは難しい場合がありますが、要請があると、厚生労働省や各都道府県の労働局が派遣先事業主に対して行政指導することになります。

また、派遣先は派遣会社から請求があったときは、中途解除を行った理由を派遣会社に対し、明らかにすることが必要になりました。

派遣先の指導も強化へ

これまで厚生労働省は、人材派遣会社に対する監督指導を主としてきました。しかし、派遣先は、自社の都合で安易に派遣契約を解除してしまう傾向が目立ったため、損害賠償を求められることができるようにすることで、派遣先に対する指導・監督を強化することになりました。

ところで、指針は国会で審議され通過した法案とは異なりますが、軽視できません。指針に逆らうと訴訟になった場合などは、法律と同様の効果があります。

住居の提供には給付金

なお、社宅や寮に入っている派遣労働者は急な離職で住むところを失う恐れがあります。離職後も一定期間の入居について、「できるかぎり配慮してください」と厚生労働省は派遣先に求めており、住居を無償で提供する事業主に対しては給付金を支給することにしています。

まとめ （株）大阪彩都総合研究所
橋本 剛